

別表 1（第14条関係）

報酬等に関する基準

- 1 依頼会員は、下記の援助活動時間に応じた料金を、当該実費相当額と合わせて、提供会員に支払うものとする。
  - ・報酬額（児童1人当たり） … 30分ごとに 300円
  - ※ 30分に満たない場合は、30分とする。
  - ※ 宿泊を伴う援助活動は、原則行わないものとする。
- 2 預かる場所は、原則として提供会員の自宅とする。
- 3 援助活動時間は、提供会員が子どもを預かった時間から、依頼会員が子どもを迎えに来た時間までとする。  
(※ 提供会員が保育施設等へ送迎する場合は、提供会員が自宅を出発してから自宅に戻るまでの時間とする。)
- 4 同一世帯の子どもを2人以上預かる場合は、2人目以降の報酬額は半額とする。
- 5 依頼会員が予定していた援助活動の実施を取り消した場合は、次の料金（取消料）を提供会員に支払わなければならない。
  - (1) 予定日の前日午後5時までの取り消し…無料
  - (2) 予定日の前日午後5時以降の取り消し…予定報酬額の半額
  - (3) 無断取り消し…予定報酬額の全額
- 6 子どもが必要とする飲食物、おむつ等は、原則として依頼会員が用意する。ただし、特別な事情により提供会員が用意する場合は、依頼会員の実費負担とする。
- 7 子どもの送迎等に係る交通費（公共交通機関を使用した場合）は、依頼会員がその実費相当を負担するものとする。